

千葉県告示第78号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年1月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年1月30日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
辺田町28号線	緑区辺田町252番4から 緑区辺田町191番2まで	前	2.75 ~2.75	15.9
	緑区辺田町213番1から 緑区辺田町191番2まで	後	2.75 ~10.15	108.1